

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によつて、庄原都市計画道路三・四・二号駅前新庄線を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によつて、都市計画の案を縦覧に供する。

なお、この都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに広島県に意見書を提出することができる。

平成二十一年五月十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 都市計画の種類及び名称

庄原都市計画道路三・四・二号駅前新庄線

二 都市計画を変更する土地の区域

庄原市中本町二丁目、東本町三丁目

三 都市計画の案の縦覧場所

広島県都市局都市企画課

庄原市都市整備課

四 縦覧期間

平成二十一年五月十八日から平成二十一年六月一日まで